【注意事項】

ゆうちょ銀行を指定する方は使用できません。 本会へご連絡ください。専用用紙を送付いたします。

青森みちのく銀行 を指定する方のみ使用できます。

記入する箇所(金融機関用と教育厚生会用の2枚それぞれ記入)

- ・(右上) 日付・・・記入した日にち
- ·太枠部分(住所、電話番号、名前、金融機関、口座番号、会員番号)。
- ・届け印(銀行印)※1枚目のみ



【お問い合わせ】 事業課 ☎ 017-721-1312

⊠jigyou@a-kyouiku-kouseikai.or.jp

預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書 (収 加)

金融機関 御中

私は一般財団法人 青森県教育厚生会から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座 振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

		預	住	(=	- -)	(電	話番号			-		-)		届付	加	
	座名義	金	所																	
	義	名	名	((フリガナ)															
	人	前	前																	
	● 119	<u> </u>	かー	-方	にご記入くだ	さい。				注) <u>金</u>	融材	製用	け印	<u>を</u> はっ	きりと押	即して	ください	١.		
	(お手元の通帳により太枠内に正確にご記入ください。) 誤って記入された場合、訂正箇所に届け印を押印してください。																			
												預金和	目	口座番号			号(右づめ)			
-	金融機関			銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫					支	庄	普通預金 (総合を含む)									
			、)						営業						(全融機)	週で記え	(します)			
										出張所 金融機関コード						(312 (613/1996)	対し記り	(049)		
																				$\overline{}$
	•			ŀ	種別コー	· F		通	帳記	号	I	*	通帳	番号	(8桁末	満の場合	は右詰	めでご記	入くだ	さい)
L.	ゆうな	うよ	:銀行	Ī	30															
					※欄は通帳の記号の後に 払込加入者名							ム込先[□座番	号 ()22	40-	-2-	-11	07	16
	払込加入者名 一般財団法人 青森県教育厚生会 払込先□座番号 ○2240-2-110716																			
	□座振替日(払込日)は5日・10日・15日・16日・20日・25日・30日です。																			
					東奥信用金庫・青					事は偶然	数月(D16日		払	込開始	台年月			年	月
	<u>□</u> 坐振	쫄님	(払i	ΔH	口座振替日(払込日)が土日・祝日の場合は翌営業日になります。															

一 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く) 一

- 1 銀行(信用金庫・信用組合・労働金庫含む)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金 口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提 出または小切手の振出はしません。
- 2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3 この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり一般財団法人 青森県 教育厚生会から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱って さしつかえありません。
- 4 この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

会員番号					【不備返送先】一般財団法人 青森県教育厚生会 〒030-0823 青森市橋本一丁目2-25 青森県教育会館内

金融機関処理欄							
預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に不備がありましたら下記 の該当番号に〇をつけてご返送ください。							
1. 預金取引なし 2. 印鑑相違・ 印鑑不鮮明							
3. 記載事由等相違 (店名・ 口座番号 ・ 口座名義)							
4. その他()							

(ゆうちょ銀行はこの欄を使用しません)									
照查印 印鑑照合印 取扱店日附印									

この依頼書(申込書)に記入いただいた個人情報は、預金口座振替(自動払込み)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

教育厚生会用							
年	月						

預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書 (収 加)

一般財団法人 青森県教育厚生会 御中

私は一般財団法人 青森県教育厚生会から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座 振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

	預	住	(₹	-)	(電話番号	-	-)
座	金者の住	所							
名 義	所・	名	(フリカ	ゴナ)					
人	名前	前							

誤って記入された場合、訂正箇所に届け印を押印してください。

				預金和	重目			空番号	(右づ	め)	
金融機関	銀 行信用金庫			普通剤							
(ゆうちょ銀行以外)	信用組合		営業部 -	当 身			(#	全融機関	で記入しま	a)	
	労働金庫		出張所				(2	77 107 178 178	CIDACOS	.97	
					_						
	種別コード	通帳記	通帳記号 ※			番号(8桁未満の場合は右詰めでご記入ください)					ごさい)
ゆうちょ銀行	30										
	※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください										
	払込加入者名 │一般財団法人 青森県教育厚生会 │払込先□座番号 02240-2-110716 ∫										
□座振替日(払込E	□座振替日(払込日)は5日・10日・15日・16日・20日・25日・30日です。										
※青い森信用金庫・	※青い森信用金庫・東奥信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫は偶数月の16日 払込開始年月 年 月										月
口座振替日(払込E	口座振替日(払込日)が土日・祝日の場合は翌営業日になります。										

一 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く) 一

- 1 銀行(信用金庫・信用組合・労働金庫含む)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
- 2 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3 この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり一般財団法人 青森県教育厚生会から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 4 この預金口座振替について仮に紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

会員番号			【不備返送先】一般財団法人 青森県教育厚生会 〒030-0823 青森市橋本一丁目2-25 青森県教育会館内
【特記事項】			
			取扱店日附印

この依頼書(申込書)に記入いただいた個人情報は、預金口座振替(自動払込み)業務およびこれに付随・関連する業務に限り使用します。

預金者→厚生会→金融機関→厚生会 2025.1DL